

心豊かで活力ある みんなが参画するまち 境港

さかいみなと

みんなと参画プラン

令和6年度—令和10年度

市民、学校、地域、会社、お店、自治会、PTA、市役所のみんなで協力して、性にかかわらず誰もが共同参画できる社会を目指そう



第4次境港市男女共同参画推進計画（案）

境港市 令和5年11月

目次

策定にあたって

1 計画改定の趣旨	1
2 境港市の取り組み経過・現状	1

計画の概要

1 基本理念	3
2 将来像	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
5 計画の体系	5

計画の内容（課題と施策）

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	6
施策（1）男女共同参画の理解を広げる広報を推進します	10
施策（2）男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します	11
施策（3）子どもの男女共同参画の理解を促進します	12
課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	13
施策（4）DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制 づくりを進めます	15
施策（5）あらゆるハラスメントの防止対策を実施します	16

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	17
施策（6）地域活動への男女共同参画を促進します	21
施策（7）防災・復興分野における男女共同参画を促進します	22
課題4 市政への男女共同参画を推進する	23
施策（8）政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	24
施策（9）行政機関の男女共同参画を推進します	25

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題5 就労の場における男女共同参画を推進する	26
施策（10）男女平等の就労環境づくりを促進します	28
施策（11）働きたい女性の就労を支援します	29
施策（12）水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します	30

目次

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する	31
施策（13）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について <u>の理解を促進します</u>	34
施策（14）仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを <u>進めます</u>	35

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり

課題7 暮らしの中の男女共同参画を推進する	36
施策（15）男性にとっての男女共同参画の理解を促進します	39
施策（16）家庭生活への男性の参画を促進します	39
課題8 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める ..	40
施策（17）高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます	42
施策（18）障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます	42
施策（19）生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組みます	43
施策（20）性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます.....	44
課題9 生涯を通じた、健康の保持・ <u>増進</u> を支援する	45
施策（21）生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します.....	47
施策（22）妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります	48

計画の推進

課題10 推進体制の整備	49
施策（23）市民組織・団体	49
施策（24）市役所庁内組織	49
施策（25）男女共同参画を推進していくための拠点	50
施策（26）連携・協働	50
課題11 計画の進行管理	50
施策（27）計画の進捗状況の把握	50
施策（28）市民意識の把握	50

数値目標

第4次境港市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧.....	51
--------------------------------	----

■参考資料

◇ 境港市子ども・子育て支援事業計画〔子育てと仕事の両立支援〕	52
◇ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔体系〕	54
◇ 地域福祉計画、境港市障がい児者プラン〔体系〕	55
◇ <u>健康づくり推進計画〔体系〕</u>	<u>57</u>
◇ 境港市男女共同参画推進条例	<u>58</u>
◇ 男女共同参画社会基本法（抄）	<u>63</u>
◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）.....	<u>67</u>

策定にあたって

1 計画改定の趣旨

少子高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化する中、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第160号）では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を緊要な課題と位置付けています。

そして同法では、地方公共団体は、区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

境港市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成24年に施行した「境港市男女共同参画推進条例」に基づき「境港市男女共同参画推進計画」を策定しています。

また、「第4次境港市男女共同参画推進計画」の策定にあたっては、令和4年度に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」といいます。）の結果、社会情勢の変化、国や県の動向等を参考としながら、女性、若者、高齢者、性的マイノリティ、外国人、障がい者等、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指した内容に充実を図るとともに、名称を、「女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」から「さかいみなど みんなと参画プラン」に改めました。

境港市が目指す男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会を目指すものであり、「誰一人取り残さない 持続可能な社会の実現」を目指して国連が提唱する **SDGs**（持続可能な開発目標）の理念にも沿ったものとなっています。

2 境港市の取り組み経過・現状

（1）取組経過

- ・平成11年 「境港市女性行動計画」策定
 - ・・・仕事と家庭の両立支援に重点を置いた計画を策定
- ・平成13年 「境港市女性団体連絡協議会」発足
 - ・・・女性団体の連携体制を構築
- ・平成15年 「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館内）」設置
 - ・・・住民同士の交流と啓発活動の場として設置
- ・平成17年 「境港市男女共同参画推進計画」策定
 - ・・・男女共同参画社会の実現に向けた市民、行政、市民活動団体などの具

- 体的な取組計画を策定
- ・平成24年 「境港市男女共同参画推進条例」施行
 - ・・・男女共同参画に関する基本理念や市民、行政、市民活動団体などの責務を定めた条例を施行
- ・平成25年 「第2次（平成26年度～平成30年度）境港市男女共同参画推進計画」策定
- ・平成30年 「第3次（平成31年度～平成35年度）境港市男女共同参画推進計画」策定
- ・令和4年 「市民意識調査」実施
(※平成24年、29年にも「市民意識調査」を実施)

(2) 現状

令和4年度に実施した「市民意識調査」によると、「男女の地位が平等になっているか」については、家庭、職場、地域、**政治や行政**の場、社会通年・慣習等で「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答が「男女平等」の回答より10～20%以上高くなっており、「男は仕事、女は家庭という考え方」に対する「賛成」「どちらかといえば賛成」の回答は、女性が**14.8%**であったのに対し、男性は**23.4%**であることから、性別による固定的な役割分担意識はまだ残っていることがうかがえます。

一方、「男女が平等な立場で協力しあっていくために大切なこと」では「男女が互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ」との回答が**50.0%**と突出しており、高い男女共同参画意識があることも分かります。

女性の就業率が高いこの地域において、「**仕事と家庭生活**、子育て、介護、地域活動を両立するために必要なこと」については、「**子育てや介護をしながら働ける職場環境づくり**」「**地域活動に参加することに対する負担感をなくす**」との回答が上位にあり、「男女共同参画社会を実現するために市に望む取組」の間には「**介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスの充実**」「**男女の機会均等や働きやすい環境の整備を進める企業の取組への支援**」「**学校での男女平等に関する学習の充実**」「**保育所などの整備**」との回答が多くありました。

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、労働力不足による社会保障、経済活動、家庭生活などへの影響が懸念されるなか、男女共同参画社会の実現は、ますます重要性を増しています。

今後も、その実現に向けては、市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い協働して取組を進めていくことが必要です。

計画の概要

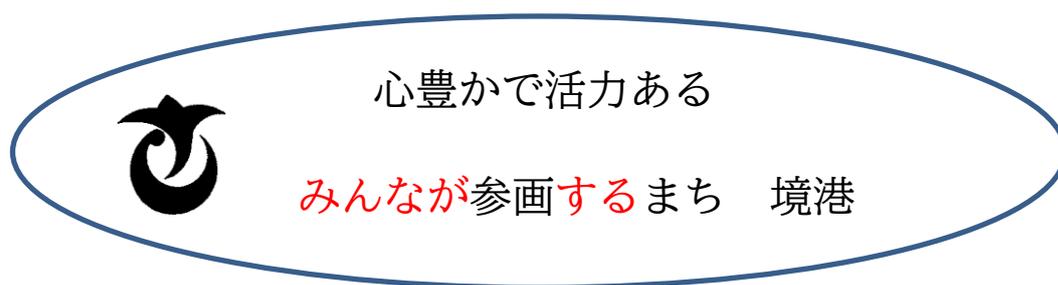
1 基本理念

本計画の基本理念は、「境港市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえつつ、次の7項目とします。

- (1) **誰も**が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
- (2) **誰も**が、性別による差別を受けない社会
- (3) **誰も**が、性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) **誰も**が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) **誰も**が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) **誰も**が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) **誰も**が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

2 将来像

基本理念を踏まえ、境港市の性にかかわらず誰もが共同参画をめざす姿として、次のとおり将来像を定めます。



3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「境港市男女共同参画推進条例」に基づいて策定する計画です。
- (2) この計画は、「女性活躍推進法」の規定に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。
- (3) この計画は、「境港市まちづくり総合プラン（第10次境港市総合計画）」、

「境港市総合戦略」や他の部門計画も勘案し、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な施策の方向と具体的な取組を示したものです。

- (4) この計画は、SDGsの理念を取り込み、SDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。
- (5) 市はもとより、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者がそれぞれの役割と責任を担い、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。



※持続可能な開発目標 (SDGs)の推進

平成 27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

SDGsのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられています。

4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

期間中においても、社会経済情勢の変化等に伴い、適宜見直しを行います。

5 計画の体系

〔将来像〕 心豊かで活力ある みんなが参画するまち 境港

実現のための  課題と施策

目標	課題	施策
一 心温まる意識 づくり	1：男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	(1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します (2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します (3) 子どもの男女共同参画の理解を促進します
	2：あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	(4) DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制づくりを進めます (5) あらゆるハラスメントの防止対策を実施します
ロ 活力ある まちづくり	3：地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	(6) 地域活動への男女共同参画を促進します (7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
	4：市政への男女共同参画を推進する	(8) 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します (9) 行政機関の男女共同参画を推進します
ハ 働きやすい環境 づくり	5：就労の場における男女共同参画を推進する	(10) 男女平等の就労環境づくりを促進します (11) 働きたい女性の就労を支援します (12) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します
	6：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する	(13) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解を促進します (14) 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます
ニ 笑顔のある暮らしづくり	7：暮らしの中の男女共同参画を推進する	(15) 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します (16) 家庭生活への男性の参画を促進します
	8：自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める	(17) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます (18) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます (19) 生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組めます (20) 性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます
	9：生涯を通じた、健康の保持・増進を支援する	(21) 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します (22) 妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります
計画の推進	10：推進体制の整備	(23) 市民組織・団体 (24) 市役所庁内組織 (25) 男女共同参画を推進していくための拠点 (26) 連携・協働
	11：計画の進行管理	(27) 計画の進捗状況の把握 (28) 市民意識の把握

※太字（課題4～7、施策8～16）は「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

目標 I 心温まる意識づくり



◆課題 1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

現 況

- ・「市民意識調査」における「男女の平等」については、「学校」、「家庭」では3割を超える人が「男女平等」であると感じていますが、「政治・行政」、「社会通念・慣習など」では、6割を超える人が「男性が優遇」または「どちらかというと男性が優遇」と感じています。
- ・「女性に関する人権上の問題」については、「女性の活躍に影響を及ぼす社会通念、慣習が残っていること」、「男女の固定的な役割分担意識」、「女性が政策決定や方針決定に参画する機会が少ない」と答えた人が3割を超えています。
- ・様々な場面で依然として男女平等が進んでいない現状があり、長い時間をかけて形づくられた固定的性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が男女共同参画について正しく理解し、誰もが個性や能力を発揮することができるように、広報や各種研修による普及啓発に努め、男女共同参画についての理解を広げていくことが必要です。

[男女共同参画社会]

- ・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

[固定的性別役割分担意識]

- ・男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことを言う。例えば、「家事や育児、介護は女性の仕事である」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例である。

市民意識調査結果より

= 各分野における男女の平等 =

【問】あなたは次の各項目の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

() 内は5年前の数字

項目	男性が優遇	どちらかという と男性が優遇	男女 平等	どちらか という と女性が優遇	女性が優遇	わからない	無回答
1 家庭で	10.7% (8.2%)	37.1% (36.6%)	36.1% (32.0%)	3.9% (6.4%)	2.0% (1.5%)	8.5% (11.0%)	1.7% (4.3%)
2 職場で	12.2% (14.3%)	36.6% (31.7%)	27.8% (20.4%)	4.9% (6.7%)	2.0% (0.9%)	12.9% (16.5%)	3.7% (9.5%)
3 地域で	8.8% (8.5%)	35.9% (30.8%)	25.9% (22.9%)	2.7% (1.5%)	0.5% (1.2%)	23.4% (26.5%)	2.9% (8.5%)
4 学校で	2.4% (2.1%)	12.4% (11.9%)	41.0% (36.0%)	1.5% (1.8%)	0.7% (0.9%)	37.1% (37.2%)	4.9% (10.1%)
5 政治や行政の場で	27.6% (25.0%)	42.7% (36.3%)	11.7% (10.7%)	1.0% (2.1%)	0.2% (0.9%)	13.9% (18.0%)	2.9% (7.0%)
6 法律や制度上で	12.9% (14.0%)	31.0% (25.3%)	27.1% (25.9%)	3.7% (4.6%)	2.0% (1.8%)	20.2% (21.7%)	3.2% (6.7%)
7 社会通念・慣習などで	21.0% (23.8%)	47.1% (36.0%)	11.7% (14.0%)	2.7% (3.1%)	1.5% (0.9%)	13.7% (15.9%)	2.4% (6.4%)

= 女性に関する人権上の問題 =

【問】女性に関することで、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことだと思いますか。

項目	全体	男	女	性別無回答
1 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭など」)	31.7%	29.4%	33.9%	0.0%
2 昇給・昇進の格差など職場での男女の待遇の違い	28.8%	31.5%	26.8%	0.0%
3 女性が政策決定や方針決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ないなど)	30.5%	33.7%	28.1%	0.0%
4 マタニティ・ハラスメント(職場での妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いなど)	27.3%	25.5%	28.6%	50.0%
5 ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力、暴言など)	27.1%	24.5%	29.0%	50.0%
6 セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	22.4%	21.2%	23.7%	0.0%
7 ストーカー行為(つきまとい行為)	13.2%	13.6%	13.0%	0.0%
8 売春・買春、援助交際	11.0%	10.9%	11.2%	0.0%
9 アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化	10.7%	10.3%	11.2%	0.0%
10 痴漢(ちかん)やわいせつ行為などの性犯罪	23.2%	21.7%	24.1%	50.0%
11 女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習が残っていること	43.4%	39.1%	47.3%	0.0%
12 その他	1.2%	2.2%	0.5%	0.0%
13 わからない	5.9%	7.1%	4.5%	50.0%
14 無回答	2.4%	2.2%	2.7%	0.0%

市民意識調査結果より

＝ 男女の平等のための考え ＝

【問】 男女が平等な立場で協力しあっていくために大切だと思うこと。

	項目	全体	男	女	性別無回答
1	女性の経済力や能力(物事を成しとげることのできる力)の向上を図る	17.8%	20.1%	16.1%	0.0%
2	男性の積極的な家事参加	27.6%	23.4%	31.3%	0.0%
3	男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ	50.0%	53.8%	47.3%	0.0%
4	法律や制度の面で性差別につながるものを見直す	13.7%	15.8%	12.1%	0.0%
5	男女平等の視点に立った教育の充実と学習の推進	21.0%	22.8%	19.2%	50.0%
6	性別による様々な社会通念・慣習を改める	25.6%	25.5%	25.9%	0.0%
7	家事・子育て・介護・地域活動についても、男女が重要性を互いに認識する	31.5%	25.5%	36.2%	50.0%
8	会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる	18.1%	15.8%	20.1%	0.0%
9	女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの向上	11.2%	12.0%	10.7%	0.0%
10	労働時間を短縮するなど、男女が家事や育児・介護などの責任を分担できる働き方	30.5%	28.8%	31.7%	50.0%
11	行政や企業などの指導的立場の人が理解を持つ	18.1%	14.1%	21.4%	0.0%
12	行政や企業などの役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する	11.5%	14.1%	9.4%	0.0%
13	その他	1.5%	2.2%	0.9%	0.0%
14	無回答	2.7%	3.3%	1.8%	50.0%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

一人一人がまず家庭生活から意識改革を図るとともに、男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加します。

また、地域においても固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

事業者

自らが男女共同参画の重要性を理解し、従業員の男女共同参画の意識啓発に関する学習機会への参画を促すなど、人材育成に努めます。

市民活動団体

男女共同参画の視点に立ち、自身の団体活動を見直すとともに、性別にこだわらず、ともに理解・協力しあえる地域社会づくりに取り組みます。

教育関係者

子どもたちにとって、性別にとらわれない個性を育む学校教育や保育の環境づくりに努めます。

市

市民、事業者、市民活動団体向けの男女共同参画意識を醸成するための事業や情報発信に努めます。あわせて、職員の意識啓発に取り組みます。

施策（１） 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画の理解を促進するため、市報、ホームページなどを活用し、男性、子ども、若年層などを含むあらゆる世代に対し、男女共同参画社会の意義や必要性を正しく理解し、認識を深めるよう、関係機関と連携しながら、わかりやすい広報・啓発活動を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報・ホームページなどの活用により、男女共同参画に関する広報活動を実施します。
- ◇学校、公民館、市民図書館、境港市男女共同参画センター等へ男女共同参画に関するパンフレットを配架します。
- ◇男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画の視点に立った人権研修会等を協働で実施します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）等が開催する研修会等の情報提供を行います。

施策（２） 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画社会をより確かなものにするには、家庭・職場・学校・地域などで、**誰も**が互いに人権を尊重するとともに、個性や能力を発揮していくことが大切です。

男女共同参画の必要性などについて理解促進を図り、性別による固定的な役割分担意識等を解消するために、学習・教育の機会を充実します。

【 主な取組 】

- ◇境港市女性団体連絡協議会**等**が、講演会、学習・啓発活動等を活発に行えるよう支援します。
- ◇人権学習地区懇談会で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について理解促進を図ります。
- ◇市役所・事業所等の人権研修で、男女共同参画をテーマとして取り上げ実施します。
- ◇学校生活全般にわたり、人権尊重に基づいたいじめ防止への取組と男女共同参画の視点に立った指導を行います。
- ◇境港市男女共同参画センター**及び市民図書館等**に、関連資料や図書の充実を図ります。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（3） 子どもの男女共同参画の理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

子どもたちが個性と能力を発揮し、誰もが働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、人権尊重や平等意識、男女共同参画について、発達段階に応じた理解を促進するために、学校や家庭、地域において教育・啓発活動を行います。

学校教育においては、すべての教育活動において、一人一人の自己肯定感を高めるとともに、子ども相互の信頼関係や尊敬の心を育むよう指導を行っていきます。

【 主な取組 】

- ◇子どもたちに、助産師が命の大切さを伝える授業を実施します。
- ◇学校生活全般にわたり、男女共同参画について学習します。
- ◇すべての児童生徒が技術・家庭科の教育課程を履修します。
- ◇性別に関係なく、生年月日順・50音順の名簿を使用します。
- ◇コミュニティ・スクールを活用した総合的な学習を行います。
- ◇子ども用のパンフレットを作成・配布し、広報・啓発を行います。

◆課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進 する

現 況

- ・国の男女共同参画審議会が、女性の人権を保障する視点に立った各種の提言を行って以来、女性に対する暴力の防止について、県や市でも取組を推進してきていますが、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなど、様々な形態の暴力やハラスメントは依然として存在しています。
- ・あらゆる暴力は重大な人権侵害です。このことは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることを周知するとともに、関係機関が連携して相談・保護体制を整えることは必要です。

[DV(ドメスティック・バイオレンス)]

・配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的暴力、心理的暴力、性的暴力等、様々な形態の暴力のこと。

[ハラスメント]

・特定、不特定多数を問わず相手に対し、行為者の意図に関わらず不快にさせることや、実質的な損害を与えるなど強く嫌がられる、道徳のない行為の一般的総称。

■主なハラスメントの種類

[セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)]

・相手方の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

[パワー・ハラスメント(パワハラ)]

・職場の優越的な関係を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は、職場環境を害する行為。

[マタニティ・ハラスメント(マタハラ)、パタニティ・ハラスメント(パタハラ)]

・労働者の妊娠・出産や、育児のための勤務時間の制限、育児休業等の申出・取得に関して、職場において行われる上司・同僚からの言動により、当該労働者の就業環境が害されること。

[モラル・ハラスメント(モラハラ)]

・モラル(倫理)に反した暴言や嫌み、仲間外し、業務遂行の妨害、私生活への過干渉等の言動で精神的な嫌がらせを繰り返す、人の心を傷つける行為。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

身の回りに起こりうる人権侵害や暴力に対しては、見過ごすことなく通報するなど関連機関と協力し適切に対応します。

また、性の商品化や性差別を助長するような表現をチェックし、人権尊重を阻害する要因をなくしていきます。

事 業 者

セクシュアル・ハラスメント等あらゆるハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。

市 民 活 動 団 体

人権を尊重する意識の向上に関する活動を推進するとともに、被害者の自立支援への取組に協力します。

教 育 関 係 者

学校生活のあらゆる場を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。

市

市民活動団体との連携・協働により、**全ての人の**人権を保障し、暴力を防止する事業を進めるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

施策（４） DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と
被害者の支援体制づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者・加害者を出さないために、関係機関と連携して広報・啓発を行うとともに、被害者の相談・保護体制を整備します。

さらに、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、子どもに向けた暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るなど、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

【 主な取組 】

- ◇家庭児童相談室でDV相談等に対応します。
- ◇婦人相談員等の各種研修会に参加し、相談員の資質向上を図ります。
- ◇市報・ホームページなどを活用して、DVに対する市民の理解向上、相談窓口の周知を図ります。
- ◇街頭キャンペーン活動に参加し、啓発します。
- ◇DV関連チラシ等を市役所窓口のほか、公民館等に配架します。
- ◇児童相談所などの関係機関と連携して、DV被害者の相談体制・保護体制を整備します。
- ◇学校生活のあらゆる場面を通して、暴力は人権を侵害するものであることを指導します。
- ◇児童生徒に対し、DVの防止や意識に関するアンケートを実施します。

■DVに関する相談

[性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)]

・鳥取県、医療機関、弁護士会、臨床心理士会など関係機関、団体が協力して、性暴力にあわれた方を支援する機関

・電話相談、面接相談、医療的支援、医療機関等への付添い支援 など

[鳥取県西部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課(配偶者暴力相談支援センター)]

・身体への暴力や精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供など

[警察機関]

・警察本部や各警察署での電話や窓口相談。被害者の意思に基づく相手方の検挙や指導・警告。相手方からの暴力に対する自衛策・対応策についての情報提供 など

[鳥取県男女共同参画センター 西部相談室]

施策（5） あらゆるハラスメントの防止対策を実施します

【 施策の基本的方向 】

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント等のあらゆるハラスメントは、相手の意に反する言動によって、不快感や不利益を与える人権侵害であると同時に、個人がその能力を発揮することを妨げるものでもあります。

職場などにおけるハラスメント防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのハラスメントを防止するための啓発を行います。

【 主な取組 】

◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、広報啓発します。

◇市民や事業者に向けて、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

目標Ⅱ 活力あるまちづくり



◆課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する

現 況

- ・ 少子・高齢化が進み、社会経済状況が大きく変化する中、地域では、ひとり暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。
- ・ 家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、性別に関係なく市民一人一人が協力して解決することは、地域が活性化し、全ての市民が喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながるものと期待されます。
- ・ 「市民意識調査」によると、「地域における男女の平等」については、4割を**超える**人が男性の方が優遇されていると感じています。
また、「**地域において女性の参画が進んでいるか**」については、「**進んでいる**」と感じている人は、**22.7%**となっています。
- ・ 誰もが住みやすいまちづくりを進めるためには、**誰も**が積極的に地域活動に関わり、男女共同参画の推進とともに、多様な視点でのニーズや意見などを取り入れる必要があります。
- ・ 近年、防災分野においては、災害対応、避難所運営等において、女性のニーズが反映されにくい実態とともに、実際には女性が大きな力を発揮していることも明らかになってきました。男女共同参画の視点からも多くの市民がその活動に参画することが求められています。
- ・ 今後は、女性リーダーの養成や地域活動団体の役員に女性登用の働きかけを行うなど、地域活動の方針決定への女性の参画を促進する必要があります。

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する

市民意識調査結果より

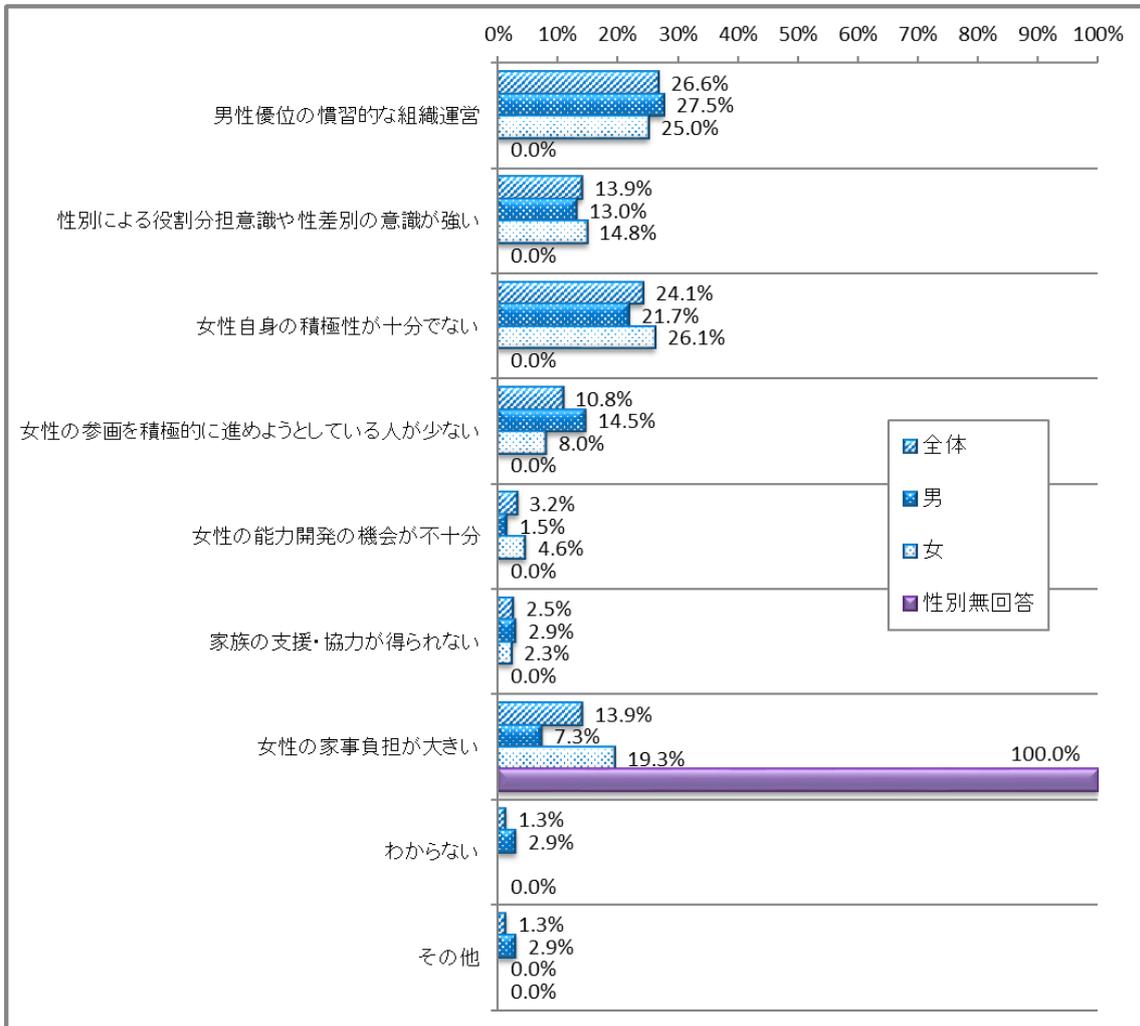
=女性の参画について=

【問】 次の場において、女性の参画が進んでいるかどうか。

(※注:「無回答」の方は除いています。)

項目	進んでいる	進んでいない	わからない
1 政治の場 (国会や政府、地方自治体の長など)	12.0%	51.0%	31.2%
2 行政(審議会や委員会など)	12.0%	38.8%	42.0%
3 地域(自治会や町内会など)	22.7%	36.8%	33.9%
4 職場	32.9%	28.8%	30.2%
5 学校(コミュニティ・スクール、PTA活動など)	31.7%	10.0%	49.0%

「3.地域」において「進んでいない」と回答された方の主な理由



市民意識調査結果より

＝ 地域活動への積極的な参加について ＝

【問】仕事と家庭生活・地域活動を両立するために、職場や地域、行政においてどのような取組が
すすめばよいと思いますか。

	項目	全体	男	女	性別無回答
1	労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで、仕事以外の時間を多く持てるようにする	43.9%	41.9%	45.5%	50.0%
2	社会や職場で、地域活動に参加することの必要性および理解促進とそれに対する評価を高める	28.5%	32.1%	25.5%	50.0%
3	地域活動に参加することに対する負担感をなくす	51.7%	47.8%	54.5%	100.0%
4	地域で、日常的に交流の持てるサークル、団体等の自主的な活動を充実させる	19.5%	22.8%	16.5%	50.0%
5	地域で、ボランティア活動の場を充実させる	16.3%	18.5%	14.3%	50.0%
6	その他	1.0%	1.1%	0.9%	0.0%
7	無回答	10.0%	8.7%	11.2%	0.0%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に地域活動に参加します。

事業者

誰もが仕事とその他の生活を両立できる就業形態などの労働条件や環境整備の向上に努めます。

市民活動団体

誰もが参画しやすい地域活動の体制づくりと環境づくりに努めます。

市

多くの**人**が地域活動に参加するよう広報・啓発します。

子育て中、あるいは仕事を持った**人**が地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（6） 地域活動への男女共同参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

地域の活性化を図っていくために、自治会、PTAをはじめ、防災や観光、環境などまちづくりの様々な分野において、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、地域活動の方針立案・決定過程への女性の参画を促進します。

それぞれの活動に誰も積極的に参画し、協働で実行されることにより、心豊かで活力あるまちづくりを推進します。

【 主な取組 】

- ◇市民活動団体と連携・協力して、協働によるまちづくりを推進します。
- ◇多くの人が、積極的に地域活動に取り組めるよう、市民活動を支援します。
- ◇市報・ホームページなどを活用して、地域活動への参画を広報・啓発します。
- ◇子育て中、働いている誰もが、地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇人権学習地区懇談会で、自治会、PTAをはじめ地域活動団体の役員への女性の積極的登用を推奨します。
- ◇女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成できるように、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（7） 防災・復興分野における男女共同参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

地域の防災体制を確立するために、多様な個性や能力をより一層活かせるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

また、防災・復興に係る計画や方針等の決定の場への女性の参画、平常時の備えから、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における女性の視点に立った取組を促進します。

【 主な取組 】

◇地域防災計画等を検討する会議などへの女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れます。

◇消防団への女性の加入を促進し、その活動を支援します。

◇自主防災組織や消防団の活動への女性の参画を推進します。

◇避難所の運営については、運営役員に女性を登用し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した備蓄品、施設、避難所運営に努めます。

◆課題4 市政への男女共同参画を推進する

現 況

- ・ 少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、地域社会における課題は複雑で多様化しています。誰もが安心して暮らすことができ、また、活力あるまちづくりを実現していくためには、多様な人材の活用と新たな視点や発想を取り入れる観点から、あらゆる分野において女性の参画を進め、男女共同参画社会を実現していく必要があります。
- ・ しかしながら、市の審議会等の女性委員の割合は増えつつあるものの、**26.2%**（令和5年4月1日現在）にとどまっていることから、今後は、これまでの運営方法を検証し、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、女性の登用を推進していく必要があります。

また、女性が参画しやすい環境を整え、女性自らも、社会の一員として市政へ積極的に参画することへの意識を高めることも必要です。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

誰もが地域社会の一員として、市政に対する関心を高め、市のあらゆる分野における企画・運営に積極的に参画します。またその中で、女性が参画しやすい体制づくりや環境づくりに協力します。

市

市民の市政への関心を高めるため行政情報を積極的に提供するとともに、計画等の立案段階から市民の意見を取り入れます。

また、市審議会等委員の男女の構成比率の適正化を進めるため、女性登用について推奨します。

施策（８） 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

政策や計画の立案、決定、実施過程において、多様な視点での幅広い意見や発想を取り入れるため、審議会や行政委員会委員等への女性の登用を推進します。

また、女性自身が個々に持つ個性や能力を発揮して、社会の一員として市政へ積極的に参画することへの意識を高めるため、学習機会の提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇市審議会等委員の男女の構成比率は、男女のいずれかが4割を下回らないように努めます。
- ◇審議会等の委員に、性別に関わらず意欲と能力のある人材が広く委員に選任されるよう、公募による委員の登用を進めます。
- ◇境港市女性団体連絡協議会等と連携しながら、女性の登用を推進するための人材の把握に努めます。
- ◇市報・ホームページの活用や説明会等の開催により、行政情報を積極的に提供し、市政に対する市民の関心の喚起を促します。
- ◇政策や計画の立案段階において、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞きます。
- ◇女性自らが、地域における政策や方針決定の過程に参加するという意識の高揚を図るため、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（9） 行政機関の男女共同参画を推進します

【 施策の基本的方向 】

市役所において、職員の一人一人が性別にかかわらず対等な立場で責任を分かち合い、住民ニーズに対応した職務を遂行するとともに、家庭や地域活動にも積極的に参画することが求められています。

引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた職員の意識改革を図ります。

【 主な取組 】

◇性別に関係なく職員一人一人の能力が生かされるよう、研修など様々な機会を捉えて職員の男女共同参画についての理解・意識を高める取組を行い、職場における男女共同参画を進めます。

◇研修などで、女性職員の意識改革とキャリア形成を図ります。

◇職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職員の勤務環境の整備、休暇取得の促進などの意識啓発を行います。

◇父親となる職員へ育児休業制度等について情報提供を行い、あわせて育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めることで、育児休業取得率向上を図り、子育てへの積極的な参加を促します。

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり



◆課題5 就労の場における男女共同参画を推進する 現況

- ・雇用環境については、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正や「女性活躍推進法（67～75ページ）」の制定などにより、女性が働く上での法制面は整備されてきていますが、育児・介護制度の活用が進んでいない状況があります。
- ・「市民意識調査」によると、「職場における男女の平等」については、「女性が優遇」あるいは「どちらかというと女性が優遇」と答えた人が6.9%であるのに対して、「男性が優遇」あるいは「どちらかというと男性が優遇」と答えた人は48.8%にのぼっており、このことから、雇用の現場における男女共同参画が進んでいない状況がうかがえます。
- ・「仕事と家庭生活を両立するために、どのような取組が進めばよいか」については、「子育てや介護をしながら働ける職場環境づくり」と回答している男性の回答が46.2%に対し、女性の回答は63.0%となっており、働きたい女性が仕事と子育て・介護等を両立し、安心して働きつづけられるよう就業継続に向けた支援や環境整備、各種ハラスメントの防止等の対策も必要です。

○男女雇用機会均等法(略称)

[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律]

- ・労働者が性別にかかわらず、雇用の分野における均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることなどを目的とした法律

○育児・介護休業法(略称)

[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律]

- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する制度などを設け、子の養育や家族介護を行う労働者の雇用の継続、再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援するための法律

○女性活躍推進法(略称)[女性の職業生活における活躍の推進に関する法律]

- ・男女共同参画社会基本法にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

性別にかかわらず誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

事 業 者

従業員の誰もが能力が発揮できるとともに、仕事と育児・介護等の家庭生活が両立できる就業形態等、離職防止のための労働条件や職場環境の整備の向上に努めます。

市

職場における男女共同参画と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について広報・啓発します。

仕事を持つ誰もが、家事、育児・介護や地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（10） 男女平等の就労環境づくりを促進します

【 施策の基本的方向 】

働く誰もが、性別による固定的な役割や業務による不利益な取扱をうけることなく、それぞれの能力を十分に発揮できる職場環境を構築するために、事業者と労働者に対して、職場における男女共同参画の必要性などについて広報・啓発を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、職場における男女共同参画について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇子育てや介護を行うすべての人の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇女性農業者人財バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などを提供します。

[仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)]

・一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策（11） 働きたい女性の就労を支援します

【 施策の基本的方向 】

国や県などの関係機関と連携し、事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法を周知し、働きやすい職場づくりに向けた広報・啓発を行います。

働く女性が、仕事と家庭との両立が可能となるよう子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、出産や子育てなどで一時的に就労の場を離れた女性の再就職や就業意識、職業能力向上のための研修会情報を提供します。

【 主な取組 】

- ◇ファミリーサポートセンターの運営や延長・休日・病児・病後児保育など子育て支援を充実します。
- ◇全小学校区に放課後児童クラブを設置し、保護者が安心して働けるよう子どもの居場所を確保します。
- ◇介護保険サービスの充実により家族介護の負担軽減を図ります。
- ◇女性農業者人財バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などの提供を行います。
- ◇鳥取県立境港ハローワークとの連携により、子育て応援お仕事相談会など実施し、市報で広報します。
- ◇職場における子育て支援の取組を推進するため、商工会議所との協働により、事業所等へ働きかけを行います。
- ◇雇用対策協定により設立された協議会（鳥取労働局、米子ハローワーク、境港市）を中心に、各種制度の周知や啓発に取り組みます。

「境港市と鳥取労働局との雇用対策協定」

境港市と、鳥取労働局及び米子公共職業安定所が、それぞれの強みを生かして密に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、市内企業の人材育成・確保支援を図り、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現、諸課題への対応を目的とし、締結された。事業内容の一つに、「境港市に在住又は働く女性活躍の推進」に関する施策推進が示された。

施策（12） 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

水産業や農業、商工業などの自営業の家庭では、女性は男性と同じような仕事をしながらも男性主体の場合が多く、女性の労働が正当に評価されにくい面があります。

女性の積極的な経営への参画や、休暇の取得、家庭内での給与の支払いの実現のために、家族経営協定の締結を促進します。

【 主な取組 】

◇家庭内での役割と責任を明記する「家族経営協定」について、農業者などとの面談を通して啓発を行い、鳥取県や関係機関と連携し締結を促進します。

[家族経営協定]

・農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、家族で話し合っ
て収益の分配や労働時間などについて文書で取り決めておくこと。

◆課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を推進する

現 況

- ・誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるように、社会全体で仕事と生活の調和の実現を目指していく必要があります。
- ・「市民意識調査」では、理想とする仕事と生活バランスを実現しているかについて、「あまり実現していない」、「実現していない」を合わせると45.8%となり、実現の難しさをうかがうことができます。
- ・今後、事業者、市民に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性についての理解促進を図るとともに、誰もが、希望に応じて、仕事や家庭生活、地域活動、趣味など様々な活動をバランスよく行えるよう環境を整備していく必要があります。

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章】

・平成19年12月に経済界、労働界、閣僚、地方の代表者で構成する「官民トップ会議」において策定された憲章及び行動指針。平成22年6月には施策の進み具合や経済情勢の変化を踏まえて新たな合意が結ばれました。憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、今なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する

市民意識調査結果より

= 仕事と生活の調査について =

【問】理想とする「仕事」と「生活」の割合について

仕事	生活	全体 (人)	男性 (人)	女性 (人)	性別無回答(人)				
0.0%	100.0%	0.7%	3	0.5%	1	0.9%	2	0.0%	0
20.0%	80.0%	1.2%	5	0.5%	1	1.8%	4	0.0%	0
25.0%	75.0%	0.2%	1	0.5%	1	0.0%	0	0.0%	0
30.0%	70.0%	9.5%	39	7.6%	14	10.3%	23	100.0%	2
35.0%	65.0%	1.0%	4	1.6%	3	0.4%	1	0.0%	0
40.0%	60.0%	17.1%	70	12.5%	23	21.0%	47	0.0%	0
45.0%	55.0%	0.5%	2	1.1%	2	0.0%	0	0.0%	0
50.0%	50.0%	39.8%	163	35.9%	66	43.3%	97	0.0%	0
55.0%	45.0%	0.5%	2	0.5%	1	0.4%	1	0.0%	0
60.0%	40.0%	12.9%	53	17.4%	32	9.4%	21	0.0%	0
65.0%	35.0%	0.2%	1	0.5%	1	0.0%	0	0.0%	0
70.0%	30.0%	8.0%	33	13.0%	24	4.0%	9	0.0%	0
80.0%	20.0%	1.5%	6	2.2%	4	0.9%	2	0.0%	0
90.0%	10.0%	0.2%	1	0.5%	1	0.0%	0	0.0%	0
無回答		6.6%	27	5.4%	10	7.6%	17	0.0%	0

【問】理想とするバランスは実現しているか

項目	全体	男性	女性	性別無回答
1 実現している	6.3%	4.9%	7.6%	0.0%
2 どちららかと言えば実現している	31.2%	28.8%	32.6%	100.0%
3 あまり実現していない	24.6%	28.3%	21.9%	0.0%
4 実現していない	21.2%	21.2%	21.4%	0.0%
5 わからない	11.2%	11.4%	11.2%	0.0%
6 その他	1.7%	2.7%	0.9%	0.0%
7 無回答	3.7%	2.7%	4.5%	0.0%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

事業者

誰もが能力を發揮でき、また仕事と家庭生活、地域活動などが両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

市

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について広報・啓発を図ります。

仕事と家庭生活などが両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（13） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

仕事は暮らしを支え、社会生活基盤の安定をもたらし、やりがいや生きがいを見出す大切な要素でもあります。同時に家事・育児、余暇活動等の生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがいや喜びが増すものです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を上手く取ることは、個人の生活の充実だけでなく、企業における生産性の向上や社会経済の活性化につながるものです。

このため、仕事と生活の調和の必要性について理解の促進を図り、実践に向けた意識の醸成と環境づくりを進めます。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が行う「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する研修会の情報提供を行います。

施策（14） 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

ライフスタイルに応じて仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図り、育児や介護を行う労働者が働き続けることができる環境整備を行います。

【 主な取組 】

- ◇事業者に対し、鳥取県等の関係機関と連携し、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定促進や、就労環境の整備についての周知・啓発を行います。
- ◇育児・介護休業制度の周知用チラシ、パンフレットを市役所窓口や公民館等に配架します。
- ◇仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇職場における子育て支援や介護サービスの取組を推進するため、商工会議所との協働により、事業所等へ働きかけを行います。

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり



◆課題7 暮らしの中の男女共同参画を推進する

現況

- ・男女共同参画社会は、ライフスタイルやニーズに応じ、性別にかかわらず誰もが自分の意思で、自分の生き方や暮らし方を選択できる社会であり、誰もが暮らしやすい社会です。しかしながら、男性の多くは、男女共同参画は「女性の問題」あるいは「家庭の問題」であるとの認識であり、「男性の問題」、「日本の将来の問題」としてとらえる意識が低い状況にあると考えられます。
- ・「市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と考える割合が女性14.8%に対して、男性23.4%となっており、固定的性別役割分担意識が男性により強く残っていることがうかがえます。
- ・「家庭における役割分担」では、「男性（父・夫）」が「掃除、洗濯、食事の支度を主に行っている」と答えた割合が3～5%程度であるのに対し、「女性（母・妻）」と答えた割合は40%～60%台となっており、女性にその負担が集中している結果となっています。
- ・男女共同参画社会は、その実現がこれからの日本の社会にとっても大変重要な課題です。今後、男性に対して、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める働きかけを行うとともに、将来を担う子どもたちに対しても、男女共同参画を正しく理解し、個性と能力を發揮できる大人に育つよう、子どもの頃からの啓発に努めていく必要があります。

市民意識調査結果より

＝ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について ＝

【問】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

性別	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	無回答
全体	3.7%	14.9%	20.2%	59.8%	1.5%
男	4.9%	18.5%	16.3%	59.2%	1.1%
女	2.7%	12.1%	23.7%	59.8%	1.8%
性別無回答	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

＝ 家庭における役割分担 ＝

【問】 普段の生活においてあなたのご家庭では、主にどなたが行っていますか。

項目	女性 (母)・(妻)	夫婦	男性 (父)・ (夫)	子	家族 全員	その他	該当 しない	無回答
1 掃除	46.9%	27.5%	5.6%	1.7%	7.6%	1.4%	0.3%	9.0%
2 洗濯	62.6%	18.0%	3.1%	2.0%	4.8%	1.1%	0.3%	8.2%
3 食事の支度	66.9%	15.7%	3.9%	1.1%	3.7%	1.1%	0.3%	7.3%
4 食事の後片付け	47.5%	24.4%	9.3%	2.3%	6.7%	1.1%	0.3%	8.4%
5 子どもの世話	23.3%	22.2%	0.3%	1.7%	3.9%	1.4%	33.4%	13.8%
6 家族の介護・看護	21.4%	14.6%	2.3%	0.6%	3.9%	1.1%	42.4%	13.8%
7 自治会活動等の地域活動	21.1%	27.8%	24.4%	1.4%	3.1%	3.7%	10.4%	8.2%
8 資産の管理	34.6%	29.5%	17.7%	1.1%	2.5%	2.3%	3.9%	8.4%
9 高価な商品購入の決定	9.8%	52.3%	13.8%	1.1%	7.3%	2.5%	5.1%	8.2%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、男性は、家事や育児、介護などに積極的に参画します。

教育関係者

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女共同参画の意識を育む教育を充実します。

市

男性の男女共同参画に関する理解を促進するため広報・啓発や、家事や育児、介護などへの参画を促進するための研修会等を実施します。

施策（15） 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

男性の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の意義や必要性について理解を促進するため、広報・啓発や学習機会の情報提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄等で、男性にとっての男女共同参画の理解を促進します。
- ◇鳥取県が実施する男性向けの研修会の情報提供を行います。

施策（16） 家庭生活への男性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

あらゆる世代の男性が、家族の一員として家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、特に、家事、子育て、介護に関する研修会等の開催や情報提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇家庭生活に必要な基礎的・基本的な知識と技術を学習します。
- ◇男性の家事や育児・介護への参加が図られるよう、料理教室や両親学級、家族介護教室等を実施します。
また、小中学校においては、家族・家庭に関する教育の中で、家族の一員としての成長を促します。
- ◇鳥取県が実施する男女共同参画イベント・研修会の情報提供を行います。
- ◇婚姻届出時に、鳥取県が発行する「とっとり家事シェア手帳」を配布し、男性の家事参画を促します。

◆課題8 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる 環境づくりを進める

現況

- ・ 少子・高齢化が進み、雇用や就業環境が厳しさを増す中、貧困に苦しむ人や地域社会で孤立する人など、様々な困難を抱える人が増えています。特に、ひとり親家庭、高齢者、障がいのある人は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、非正規雇用者が多いことや、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントの被害等により社会生活に支障をきたし、生活上の困難に陥りやすくなっています。
- ・ 認識の違いや理解不足から、性的マイノリティや外国人も社会生活を営む上で、困難が生じることがあります。
- ・ 今後は、男女共同参画の視点から、様々な支援を必要とする状態に置かれている人々が安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

[性的マイノリティ(LGBT)]

・ 同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

「L」レズビアン（女性同性愛者）

「G」ゲイ（男性同性愛者）

「B」バイセクシャル（両性愛者：両性に惹かれる人）

「T」トランスジェンダー

（体と心の性に違和感のある人。体の性別と異なる性別で生きる(生きたい)人）

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティへの理解を深め、安心して生活できる環境づくりを進めます。

高齢者も、これまでの経験を生かして、地域活動に積極的に参画します。

教育関係者

子どもの発達段階に応じ、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティの理解を深め、支える意識や多様性を尊重する教育を充実します。

市

高齢者や障がいのある人が、社会を支える重要な一員として、家庭や地域で、安心して暮らせるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組みます。

様々な困難を抱える人を支えるために関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

施策（17） 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

高齢者が地域とのつながりをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人一人の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援策の展開が必要です。

また、地域で暮らす人々が支え合いながら生活していくことを支援するとともに、自治会などの地域住民や民生委員、高齢者クラブなど高齢者に関わる団体が連携し、互いに支え合い高齢者を見守る体制づくりを推進します。

【 主な取組 】

- ◇境港市ことぶきクラブ連合会に対して、活動費を助成し、その活動を支援します。
- ◇見守り活動を通じた地域のネットワークを整備し、その活動を支援します。
- ◇高齢者福祉計画・介護保険事業計画（54ページ）に基づく施策に取り組みます。

施策（18） 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

障がいのある人が家庭や地域の一員として安心して暮らすことができるよう、障がいに対する正しい理解と認識を深めるとともに、生活支援、就労支援、緊急時の体制整備、生活環境の向上に取り組み、社会参画と支援を行います。

【 主な取組 】

- ◇市内で行われる福祉イベント等、障がいのある人とない人がともに交流し、障がいへの理解を深める機会を増やします。
- ◇就労継続支援事業所に通所する利用者の作業の確保や工賃向上につながる取り組みを行うとともに、常設及びイベント等での販売の機会を提供します。
- ◇地域福祉計画や境港市障がい児者プラン（56ページ）に基づく施策に取り組みます。

施策（19） 生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組みます

【 施策の基本的方向 】

貧困やひとり親家庭等の中で、生活上困難な状況に置かれている家庭などに対し、子育て・生活支援、就労支援、経済支援など総合的なサポートを行っていきます。

【 主な取組 】

- ◇ひとり親家庭に対する各種手当、就業支援、養育費の確保など総合的な支援を実施します。
- ◇家庭児童相談室において、子育てや家庭に関する相談に対応します。
- ◇生活困窮家庭等の子どもを対象とした学習支援を実施します。
- ◇生活困窮者等に対して生理用品の配布を行います。

施策（20） 性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます

【 施策の基本的方向 】

性的マイノリティの人が自分らしく暮らせる環境を整備するため、引き続き、社会全体の正しい認識と理解を促進する取組が必要です。

各種制度が性の多様性に対応したものとなっているのかを点検するとともに、性的マイノリティの人への認識の違いや理解不足から偏見に苦しむことのないよう、多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めます。

【 主な取組 】

- ◇ジェンダーや性的マイノリティに関する理解を促進し、相談等の体制を整えます。
- ◇各種制度が性の多様性に対応したものとなっているか点検します。
- ◇暴露（アウトティング）などを許さない社会づくりを推進します。
- ◇学校教育における、児童生徒の発達段階に応じた、きめ細やかな対応の実施や教育の推進を行います。

[ジェンダー]

- ・生まれつきの生物学的な性別(sex)に対して、社会的・文化的に作られた性別のこと。
- ・社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像(男性らしさ)」、「女性像(女性らしさ)」があり、このような、男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」をジェンダー(gender)という。

[アウトティング]

- ・本人の了解を得ずに、本人が公にしていない性的指向や性自認をその他の人に伝え、広めてしまうこと。

◆課題9 生涯を通じた、健康の保持・増進を支援する

現 況

- ・ 人生100年時代を見据え、すべての人が、その個性と能力を發揮して、いきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、なによりも「健康寿命」を延ばすことが重要です。そのためには、若い頃からの健康支援や誰もが身体的性差を十分に理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活をおくる必要があります。
- ・ 女性には、思春期、出産期、更年期、高齢期と各段階に応じて大きく変化する特性があり、その生涯にわたって適切な健康の保持・増進が必要となります。特に、妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心・安全に産み育てることができるよう、切れ目のない支援が必要です。
- ・ 食生活や運動不足などを要因とした生活習慣病の増加やメンタルヘルスの問題の増加などもあり、一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実など、健康保持・増進に向けた取組の推進が重要です。

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

一人一人が健康の大切さを認識し、日常的に自らの健康づくりに取り組みます。

事業者

健康診断や各種がん検診の受診を促進します。

出産や育児、不妊治療等と仕事の両立ができるよう職場環境づくりに努めます。

教育関係者

命や身体を大切にすることや、性に対する正しい知識を理解することができるよう、学習や相談体制の充実に努めます。

市

誰もが生涯を通じて主体的に心身の健康維持や増進・管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発、相談体制の充実に努めます。

施策（21） 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進
します

【 施策の基本的方向 】

生涯を通じて心身ともに健康に過ごすためには、健康づくりの大切さを認識し、日頃からの健康保持・増進、管理が大切です。

誰もが若い頃から健康づくりやフレイル予防など、主体的に行えるように、健康に関する広報・啓発、学習機会の提供を行います。

また、自身の体を守ることや相談することの大切さ、命の大切さなどについて、学校などでの健康教育を行います

【 主な取組 】

◇健康づくり推進計画（57ページ）に基づく施策に取り組みます。

◇がん検診推進事業の実施や検診啓発資料等の配布を行います。

◇健康の保持・増進のための健康相談、健康教育、普及啓発、健康診断・保健指導を実施します。

◇こころの健康に関する啓発を行います。

◇スポーツ教室・講習会、スポーツ大会などを開催し、生涯スポーツの推進を図ります。

◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。

◇元気シニア増やそう（フレイル予防）事業を展開します。

◇境港市男女共同参画センターに関連資料や図書の実質充実を図ります。

[元気シニア増やそう(フレイル予防)事業]

・「フレイル」とは要介護(又は要支援)になるまでの虚弱な状態。

・要介護になる理由は生活習慣病によるものとフレイルによるものに大別されており、研修を受け養成されたサポーターが市民に対してフレイルチェックを実施する。市民は自主的に地域での健康づくり、介護予防に取り組みながら、チェックを受け、フレイル予防を学び、気づき、自分事化する。

施策（22） 妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります

【 施策の基本的方向 】

誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の意識啓発、個々に寄り添った相談体制の充実、経済的支援を行います。

また、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や相談支援、周囲への理解促進などにも取り組みます。

【 主な取組 】

- ◇「ようこそ♡赤ちゃん教室」（両親学級）や妊産婦相談の実施による妊娠・出産に関する正しい知識の普及や仲間づくりに取り組みます。
- ◇不妊治療費の助成、妊産婦タクシー助成、出産子育て応援ギフト、伯州綿のおくるみ、おむつ券、絵本のプレゼント等による経済的支援および不妊相談等による産み育てやすい環境づくりに取り組みます。
- ◇産後ケア事業の利用促進に取り組みます。
- ◇妊娠期から乳幼児期にかけて、切れ目のない伴走型相談支援体制の充実を図ります。
- ◇妊娠・出産・不妊治療などの各種制度や支援内容の広報・啓発を行います。
- ◇学習指導要領に則り、小・中学校において性教育を実施します。
- ◇性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

[リプロダクティブ・ヘルス／ライツ]

- ・性と生殖に関する健康と権利と認識され、個人、特に女性が生涯にわたって主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることを意味する。

計 画 の 推 進

◆課題 1 0 推進体制の整備

本計画の実効性を確保し、取組の効果をさらに高めていくためには、推進体制を整備するとともに、各種団体や関係機関と行政が、それぞれの役割と責任を担い連携しながら男女共同参画を推進していく必要があります。

施策（23） 市民組織・団体

- ① 境港市男女共同参画推進審議会（平成24年 発足）
 - ・市民、学識経験を有する者で構成する「境港市男女共同参画推進審議会」を置き、境港市男女共同参画推進計画の改定内容、苦情や重要事項について、調査・審議します。
- ② 境港市女性団体連絡協議会（平成13年 発足）
 - ・境港市内で活動する女性団体、グループ・サークルで組織し、男女共同参画社会の実現に向け連携協議、活動を行います。

施策（24） 市役所庁内組織

- ① 境港市男女共同参画行政推進連絡会（平成24年 発足）
 - ・全庁を挙げて男女共同参画を総合的に推進するため、副市長を会長とし、教育長、部長で構成する「境港市男女共同参画行政推進連絡会」を設置し、関係部局間の連携調整、庁内推進体制の強化・充実を図ります。
- ② 男女共同参画推進員（平成24年 発足）
 - ・市役所庁内の各課が男女共同参画の意義を主体的にとらえ、所管する業務において男女共同参画の視点を反映していくため、各所属長を「男女共同参画推進員」に任命し、男女共同参画を推進します。

施策（２５） 男女共同参画を推進していくための拠点

「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館事務室）」の機能充実を図り、管理運営を行う境港市女性団体連絡協議会が、女性リーダーの育成や男女共同参画を推進するための取組を展開します。

施策（２６） 連携・協働

各種関係機関や市民活動団体等とのネットワークづくりを進め、それぞれが役割と責任を担いながら、男女共同参画を推進していく必要があります。

国や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）などの関係機関や、境港市女性団体連絡協議会などとの連携強化と協働に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換により、男女共同参画の推進に向けた取組を行っていきます。

◆課題 1 1 計画の進行管理

施策（２７） 計画の進捗状況の把握

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策・事業の点検・見直しを行います。また、「境港市男女共同参画推進審議会」に報告し、意見を求めながら計画を推進します。

施策（２８） 市民意識の把握

計画の改定時には、市民意識調査を実施し、結果を計画に反映します。

第4次境港市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧

本計画による効果を確認するための指標として、数値目標を設定します。

目標	番号	項目	現状値 (R4)	目標値 (R10)
I	1	男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合（全項目※1の平均値）	25.9%	30% 50%
	2	市民や事業所に向けたセミナー開催件数	5年間で 6回	5年間で 6回
II	3	市審議会等委員に占める女性の割合	26.2%	30% 40%
	4	市役所男性職員の育児休業取得率	25%	30% 85%
III	5	保育園待機児童数	0人	0人
	6	鳥取県男女共同参画推進企業の認定数 （目標根拠：県内平均割合）	39社	60社
IV	7	「男は仕事、女は家庭」に否定的な人の割合	80%	90%

※1 男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合の全項目
家庭、職場、地域、学校、政治や行政、法律や制度、社会通念や慣習の7項目

ただし、男女共同参画社会の実現度は数値のみで評価できるものではありません。それを踏まえた上で、この数値目標は施策を推進するための参考とするものです。

境港市男女共同参画推進審議会 委員

(敬称略)

	所属団体等 役職	氏 名
会 長	境港市社会福祉協議会 会 長	佐篠 邦雄
副会長	境港市女性団体連絡協議会 会 長	足立 光枝
	境港市小学校長会 男女共同参画審議会 担当	山根 伸彦
	農業者 (河岡農園 株)	河岡 亜樹菜
	境港保護区保護司会 保護司	金津 唯可
	鳥取県男女共同参画センター (よりん彩) 所 長	涌嶋 美恵
	鳥取県男女共同参画推進企業認定事業所 (株)門永水産 経営企画室 室長	小谷 輝泰
	介護老人福祉施設 さかい幸朋苑 主任生活相談員	原田 篤
	なでしこ5 代表	保坂 史子
	公募委員	宮本 剛志

～心豊かで活力ある みんなが参画するまち 境港～

境港市 総務部 総合政策課 人権政策室

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

T E L : 0859-47-1102 / F A X : 0859-44-3001

E-mail : sougouseisaku@city.sakaiminato.lg.jp